

事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業 助成金交付要綱

(制定) 平成27年5月22日付27都環公総地第282号
(改正) 平成28年3月31日付27都環公総地第1814号
(改正) 令和元年5月22日付31都環公地温第303号
(改正) 令和元年6月20日付31都環公地温第509号
(改正) 令和2年3月24日付31都環公地温第2171号

(目的)

第1条 この要綱は、事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業実施要綱（平成27年3月23日付27環エ計第413号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5 3の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する事業所向け再生可能エネルギー由来水素活用設備導入促進事業（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適正かつ確実な執行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギーにより発電する設備及びその附属設備（受変電設備を含む。）
- 二 水素製造設備 再生可能エネルギーにより発電された電力等を活用して、水素の製造を行う設備及びその附属設備（圧縮機、蓄圧器を含む。）
- 三 水素充填設備 水素製造設備で製造された水素を、導入する燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトへ充填、または純水素型燃料電池へ供給する設備及びその附属設備（圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置を含む。）

(助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、実施要綱第4 1に規定する者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

2 次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

- 一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

- 二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- 三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、実施要綱第4 2に規定する要件を満たすものとする。

- 2 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト又は純水素型燃料電池の導入は、第20条第1項に規定する実績報告書の提出を行う日までとする。

（助成対象経費）

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、実施要綱第4 3に規定する経費であって、別表第1及び第2に掲げたものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、助成対象としない。
 - 一 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費
 - 二 第9条第4項の規定による交付決定の通知の日前に契約を締結したものの経費
 - 三 既に導入している設備等に要した経費
- 3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、本助成金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

（本助成金の額）

第6条 本助成金の交付額は、実施要綱第4 4に規定する金額とする。

- 2 本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（本事業の実施期限）

第7条 本事業の助成対象事業の実施期限は、令和2年12月28日とする。

（本助成金の交付申請）

第8条 本助成金の交付を受けようとする者は、公社が別に定める期間中（天災地変等申請者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあっては公社が認める期間中）に助成金交付申請書（第1号様式）、助成対象事業実施計画書（第2号様式）、誓約書（第3号様式）及び別表第3に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(本助成金の交付決定)

第9条 公社は、前条の規定により本助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の予算の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、前項の決定を行うに当たっては、都が定める本交付金の交付対象となる再生可能エネルギー由来水素活用設備の要件に基づき、本事業の効果等が高いと評価されるものを優先するものとする。
- 3 公社は、第1項の決定を行うに当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- 4 公社は、第1項の決定において、本助成金を交付することとする場合にあっては助成金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付とする場合にあっては助成金不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(交付の条件)

第10条 公社は、前条第1項の規定による本助成金の交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、前条第4項の規定により本助成金の交付決定通知を受ける助成対象事業者に対し、交付の条件として、次の条件を付すものとする。

- 一 助成対象経費に関して本助成金以外に都から交付される助成金その他の給付金を受給しないこと。
- 二 前条第4項の本助成金の交付決定の通知の後に都又は公社が本事業の事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力すること。
- 三 本要綱並びに、本助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成対象事業を行うこと。
- 四 公社が助成対象事業の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。

(契約等)

第11条 助成対象事業者は、助成対象事業の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、入札、複数者からの見積書の徴収その他の方法により競争に付さなければならない。ただし、当該助成対象事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合はこの限りでない。

- 2 契約の結果、第9条第4項の本助成金の交付決定で通知した助成対象経費が減額となった場合、原則として、本助成金の交付上限額は、契約後の助成対象経費により決定する。

(事業開始に伴う届出)

第12条 助成対象事業者は、第9条第4項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から速やかに、助成対象事業に着手しなければならない。

2 助成対象事業者は、助成対象事業に着手した日から14日以内に、助成対象事業開始届(第8号様式)及び別表第4に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

(申請の撤回)

第13条 助成対象事業者は、第9条第1項による本助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、同条第4項の本助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書(第9号様式)を公社に提出し、申請の撤回をすることができる。

2 公社は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、その内容を、都に報告するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第14条 公社は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合においては、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 公社は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

(助成対象事業の計画変更に伴う申請)

第15条 助成対象事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成対象事業計画変更申請書(第10号様式)を提出しなければならない。ただし、事業の目的・効果に影響を与えない軽微な変更については、この限りでない。

一 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。

二 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 公社は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。ただし、助成対象経費の増額は承認しないものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成対象事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

(事業者情報の変更に伴う届出)

第16条 助成対象事業者は、個人の事業者にあつては氏名、住所等を、法人にあつて

は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第11号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第17条 助成対象事業者は、第9条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 公社は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

（工事遅延等の報告）

第18条 助成対象事業者は、第8条第1項の規定により提出した助成対象事業実施計画書に基づき工事等を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成対象事業者は、やむを得ない事由により工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第12号様式）を公社に提出しなければならない。

3 公社は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成対象事業者に対し、助言その他必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

（助成対象事業の廃止）

第19条 助成対象事業者は、やむを得ない理由により助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに助成対象事業廃止申請書（第13号様式）を提出しなければならない。

2 公社は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、廃止を承認するものとする。

3 公社は、前項の承認に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。

4 公社は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成対象事業者に通知するものとする。

5 公社は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付すことができるものとする。

（実績の報告）

第20条 助成対象事業者は、助成対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第14号様式）及び別表第5に掲げる書類を公社に提出しなければならない。

2 前項の提出は、第7条に規定する日までに行わなければならない。ただし、助成対象事業者が第18条第2項の工事遅延等報告書を提出した場合にあっては、公社が別に指示する日までに提出するものとする。

(助成金の額の確定)

第21条 社は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合には、当該報告書の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成対象事業の内容が第9条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めるときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を当該助成対象事業者に対し助成金確定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(本助成金の交付)

第22条 助成対象事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受け、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第16号様式）、口座振込依頼書（第17号様式）を提出しなければならない。

2 社は、前項の助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認められたものについて、本助成金を支払うものとする。

(稼働状況等の報告)

第23条 再生可能エネルギー由来水素活用設備の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量を把握するため、必要な計測機器を設置するとともに、第20条第1項に規定する実績報告書の提出を行った日の属する年度の翌年度から起算して2箇年度、各年度の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績について、当該各年度の翌年度の5月末日までに、再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書（第6号様式）及び別表第6に掲げる書類を社に提出すること。

(取得財産等)

第24条 助成対象事業により取得し、整備し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（第7号様式）により管理すること。この場合において、第20条第1項の規定により提出する実績報告書に添付して提出すること。また、取得財産等管理台帳・取得財産等明細表を前条の規定により提出する再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績に関する報告書に添付して社に提出すること。

(交付決定の取消し)

第25条 社は、助成対象事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第9条第1項の規定に基づく本助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- 一 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- 二 交付決定の内容又は目的に反して本助成金を使用したとき。

- 三 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
 - 四 交付決定を受けた者（法人にあっては代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等又は暴力団に該当するに至ったとき。
 - 五 その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく処分若しくは指示に違反したとき。
- 2 公社は、前項の決定に当たっては、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
 - 3 第1項の規定は、第21条第1項に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
 - 4 公社は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成対象事業者に通知するものとする。
 - 5 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、第1項の取消しは都が行うものとする。この場合において、前四項の規定を準用する。

（本助成金の返還）

- 第26条 公社は、助成対象事業者に対し、第14条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成対象事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成対象事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指示する期限までに、当該本助成金を公社に返還しなければならない。
 - 3 助成対象事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出しなければならない。
 - 4 本事業に係る都から公社への委託が終了し、前条第5項において準用する同条第1項により都が取消しを行ったときは第1項の返還の請求は都が行うものとする。この場合においては、前三項の規定は、都が行う取消しについて準用する。

（違約加算金）

- 第27条 公社は、第25条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成対象事業者に対し前条第1項の規定により返還請求を行ったときは、当該助成対象事業者に対し、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成対象事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
 - 3 助成対象事業者は、前項の規定により違約加算金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出しなければならない。
 - 4 前三項の規定は、第25条第5項において準用する同条第1項により都が取消しを行

った場合について準用する。

(延滞金)

第28条 公社は、助成対象事業者に対し、第26条第1項の規定により本助成金の返還を請求した場合であつて、当該助成対象事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成対象事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。

- 2 助成対象事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 3 助成対象事業者は、前項の規定により延滞金を納付したときは、公社に対し、助成金返還報告書（第18号様式）を提出しなければならない。
- 4 前三項の規定は、第25条第5項において準用する同条第1項により都が取消しを行った場合について準用する。

(他の助成金等の一時停止等)

第29条 公社は、助成対象事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成対象事業者が当該本助成金、違約加算金又は遅延金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都が前項の一時停止又は相殺を行うことができる。

(財産の管理及び処分)

第30条 助成対象事業者は、取得財産等の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- 一 取得財産等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、善良な管理者の注意を持って管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。
- 二 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであつて法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第19号様式）により公社の承認を受けること。

- 2 公社は、前項第2号の規定により取得財産等の処分を承認しようとする場合は、助成対象事業者に対し、助成金等交付対象財産の財産処分承認基準（平成26年4月1日26都環総地第6号）3-2に定める方法により算出した額（以下「算出金」）を請求するものとする。
- 3 助成対象事業者は、前項の規定による算出金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。
- 4 公社は、前項の規定により、助成対象事業者から算出金が納付され、処分を承認したときは速やかに取得財産等処分承認通知書（第20号様式）により、通知するものとする。
- 5 本事業に係る都から公社への委託の終了後に助成対象事業者が取得財産等の処分をしようとするときは、当該助成対象事業者はあらかじめ都の承認を受けなければならない。この場合において、前四項の規定は、委託の終了後に取得財産等の処分をしようとする助成対象事業者について準用する。

（助成対象事業の経理）

- 第31条 助成対象事業者は、助成対象事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。
- 2 助成対象事業者は、前項の書類について、第21条の規定により公社が助成金の額を確定した日の属する公社の会計年度終了の日から15年間保存しておかなければならない。

（調査等）

- 第32条 公社は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成対象事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成対象事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。
- 2 助成対象事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。
 - 3 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都が第1項の報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問を行うことができる。この場合において前項の規定は、都が行う報告の徴収、物件の調査及び関係者への質問について準用する。

（指導・助言）

- 第33条 公社は、本事業の適切な執行のため、助成対象事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。
- 2 本事業に係る都から公社への委託が終了している場合にあつては、都が前項の指導及び助言を行うことができる。

(事業効果の報告)

第34条 公社は、助成対象事業者から第23条に規定する報告書の提出を受けた場合には、速やかに都に報告するものとする。

2 助成対象事業者は、都又は公社が第23条に規定する報告に基づき事業者名、事業所名その他本事業の実施に関連する事項を公表することを承諾し、かつ、その公表に協力しなければならない。

(個人情報等の取り扱い)

第35条 公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報(以下「個人情報等」という。)については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、公社は、本事業の実施に関して知り得た助成対象事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第36条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、公社が別に定める。

附 則 (平成27年5月22日付27都環公総地第282号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年5月22日から施行し、平成26年12月26日から適用する。

附 則 (平成28年3月31日付27都環公総地第1814号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月22日付31都環公地温第303号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

附 則 (令和元年6月20日付31都環公地温第509号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

附 則 (令和2年3月24日付31都環公地温第2171号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1. 区分	2. 費目
<p>1. 設計費 （設備機器の設計等に要する費用をいう。）</p>	<p>(1) 設計費（土質調査・測量を含む。） (2) 官公庁申請費</p>
<p>2. 設備費 再生可能エネルギー由来水素活用設備一式 （設備機器の購入等に要する費用をいう。）</p>	<p>(1) 再生可能エネルギー発電設備 (2) 受変電設備 (3) 水素製造設備 (4) 圧縮機 (5) 蓄圧器 (6) ディスペンサー (7) プレクーラー (8) 冷却水装置 (9) 計装空気設備・窒素設備 (10) 散水設備・貯水槽・防消火設備 (11) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (12) その他設備（その他水素を燃料として燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト及び純水素型燃料電池等に供給するために必要な設備）</p>
<p>3. 工事費 （工事に要する費用をいう。）</p>	<p>(1) 基礎工事費 (2) 現地配管工事費 (3) 据付工事費 (4) 試運転調整費 (5) 舗装工事費 (6) 給排水設備工事費 (7) 照明設備工事費 (8) 電気工事費</p>
<p>4. 諸経費</p>	<p>(1) 電気又は水道に係る工事負担金に要する費用 (2) その他間接経費・管理費等</p>

別表第2（第5条関係）

1. 区分	2. 費目	3. 定義
1. 設計費	(1) 設計費	設備機器の設計費、土木・建設工事の設計費（土質調査、測量を含む。）、図書作成費
	(2) 官公庁申請費	高圧ガス製造許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の届出費用、届出図書作成費
2. 設備費 再生可能エネルギー由来水素活用設備一式	(1) 再生可能エネルギー発電設備	太陽光パネル・風車等の発電設備、パワーコンディショナ、蓄電池設備、系統連系保護装置、接続箱、その他必要な設備
	(2) 受変電設備	開閉器、遮断器、変圧器、計器用変圧器、受電盤、配電盤、分電盤、その他受変電に必要な設備
	(3) 水素製造設備	水素製造装置本体、原動機及び補機（水電解設備等の水素製造に係る設備、水素精製設備、水素除湿設備、原料圧縮機、純水製造設備、制御設備、ベース架台、防音ボックス、換気設備、照明設備、弁、安全弁、圧力計、温度計、ガス漏えい検知器、水素純度測定分析計、凍結防止装置）
	(4) 圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装置、圧力制御装置、吸水フィルタ、吐出フィルタ、インタークーラー、アフタークーラー、セパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁等）、吸入から吐出までの本体及び補機の接続配管、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤、付属電気設備、低圧水素昇圧設備 水素ガスサクシオンタンク・サクシオンスナッパータンク及び補機（弁、安全弁、圧力計、圧力制御装置、フィルタ）、接続配管
	(5) 蓄圧器	ガス容器本体、弁、安全弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、接続配管、ガス容器取付架台、カバー、照明設備
	(6) ディスペンサー	流量計、弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、充填ホース、緊急離脱カップラー、充填カップラー、表示器、カードリーダー、プリンター、接続配管、充填管理システム、防護柵、通信機器（通信充填用受信機器等）、充填ノズル

	(7) プレクーラー	プレクール熱交換器、冷凍機、冷媒配管、制御装置、補機
	(8) 冷却水装置	冷却水供給装置、冷却塔、ポンプ、熱交換器、ファン、原動機、接続配管
	(9) 計装空気設備・窒素設備	計装空気圧縮機（駆動用を含む。）、原動機及び補機、窒素設備、接続配管
	(10) 散水設備・貯水槽・防消火設備	冷却散水ポンプ、原動機及び補器、貯水槽及び付属品
	(11) 制御装置・監視装置・検知警報設備	再生可能エネルギー発電設備・受変電設備・水素製造装置・圧縮機・蓄圧器・ディスペンサー・プレクーラー・冷却水装置・計装空気設備・窒素設備・冷却散水ポンプ等の制御装置、ガス洩れ検知警報設備、火災検知設備、感震設備、制御盤屋外ボックス、防犯・セキュリティ設備（避雷針を含む。）、通報装置、非常停止装置、警戒票
	(12) その他設備	その他燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト及び純水素型燃料電池等に燃料として水素を供給するために必要な設備（ディスペンサー上の屋根、衝突防止柵、障壁等）
3. 工事費	(1) 基礎工事費	再生可能エネルギー由来水素活用設備一式（再生可能エネルギー発電設備、受変電設備、水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他の設備）に係る基礎工事、付属配管を敷設する為の工事（トレンチ等）
	(2) 現地配管工事費	冷却散水設備用配管（弁、散水ノズル等の付属品を含む貯水槽以降及び貯水槽への給水配管）工事、計装空気配管工事（弁等の付属品含む。）、ベント配管工事（水封タンク含む。）、防消火装置用配管
	(3) 据付工事費	再生可能エネルギー由来水素活用設備一式に係る据付工事費
	(4) 試運転調整費	再生可能エネルギー由来水素活用設備一式に係る試運転調整費
	(5) 舗装工事費	水素スタンド用地及び付属配管の埋設部分の舗装工事費、法定緑化工事費、砕石敷費※車両停車位置等

		の表示を含む。
	(6) 給排水設備工事費	敷地内給水・排水に係る設備一式の設備工事費（冷却水などの給水、散水、雨水等の排水等）（水素スタンド用地内に限る。） ※材料費、工事費を含む。
	(7) 照明設備工事費	必要な照度を確保するための照明設備工事費（高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則に定めるものを含む。）
	(8) 電気工事費	設備機器一式に係る電気工事費 ※材料費、工事費を含む。
4. 諸経費	(1) 電気又は水道に係る工事負担金に要する費用	電気の供給設備に関する工事費負担金、給水配管・排水配管工事負担金
	(2) その他間接経費・管理費等	共通仮設費、現場管理費、一般管理費、諸経費（その他必要な経費で公社が認める経費）

別表第3（第8条関係）

	必要書類	備考
1	施設平面図（再生可能エネルギー由来水素活用設備の位置が明示されているもの）	※1
2	機器配置図、システムフロー図（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
3	機器仕様書（再生可能エネルギー発電設備、水素製造設備、水素充填設備等）（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
4	電気設備概要（系統連係方式、電気設備（単線結線図、配置図））（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
5	水素フロー図（再生可能エネルギー由来水素活用設備が明示されているもの）	※1
6	見積書の写し（発行後3か月以内のもの）	
7	印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）	
8	定款（個人の事業者の場合は不要）	
9	履歴事項全部証明書又は登記簿謄本の写し（発行後3か月以内のもの）	※2
10	決算報告書（直近3年分）	※3
11	会社概要書（パンフレット、地図等）	※3
12	納税証明書（直近3年分）	※4
13	その他公社が必要と認める書類	

備考

- ・ 見積書は経費の区分（設計費、設備費、工事費等の区分）及び助成対象経費が明確に分かるように注釈をつけること。

※1 助成対象事業実施計画書への添付でも可とする。

※2 個人の事業者の場合は、助成対象事業者の住民票とする。

※3 個人の事業者の場合は、会社概要書及び決算報告書に類する書類とする。

※4 都税のうち、住民税及び事業税に限る。

別表第4（第12条関係）

	必要書類	備考
1	工事契約書の写し	※1
2	工事工程表	
3	その他公社が必要と認める書類	

※1 助成対象事業者が自ら工事を行う場合を除く。

別表第5（第20条関係）

	必要書類	備考
1	竣工図面	
2	工事写真	
3	試運転結果報告書	
4	燃料電池自動車、燃料電池フォークリフト及び純水素型燃料電池が導入済であることを証明する書類	
5	請求書の写し	
6	領収証の写し	
7	その他公社が必要と認める書類	

別表第6（第23条関係）

	必要書類	備考
1	月別の再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績	
2	再生可能エネルギー発電量、水素製造量及び水素充填量の実績を検証するために必要な計測機器の測定値（帳票等）	